

ロシア革命における教育管理業務の 「統制 [КОНТРОЛЬ]」原理

——初期ソビエトの教育管理における社会主義的民主主義の問題——

淀 川 雅 也

The Principle of “Control” over the State work of Educational
Administration in the Russian Revolution
——On the Problem of Socialistic Democracy in the Educational
Administration in the early years of Soviet.——

YODOGAWA Masaya

はじめに

人間の自由と全面発達への権利の獲得のための闘いにおいて、国民教育をめぐる国家と教育の関係を抜本的に改革するための原理を解明することは、今世紀を通じて、最も重要な理論的実践的課題のひとつである。これは、日本をはじめとする発達した資本主義国における現在の教育改革の努力のなかだけでなく、ロシア10月社会主義革命以来半世紀を経たばかりの現存社会主義における教育発達の努力をも含んで、きわめて現代的な課題として存在している。

1917年10月の革命以後のソビエト社会主義建設のもとでの国民教育改革の特質を把握するうえでも、この改革原理をめぐる問題の考察を抜きにすることはできない。革命に際して、クルプスカヤは、マルクスのこの問題に関する見解を継承・発展させることによって¹⁾、次のような認識に到達していた。

「労働者階級がその手に統治権をにぎっているのは、あらゆる支配権を廃絶するためである²⁾」り、それ故に、「国民学校を隷属の道具から解放の道具へと転換できる」のは民主主義の発達によってだけである³⁾、ということである。

このようなクルプスカヤの思想に学びながら、村山士郎氏は、ロシア革命における国民教育と国家との抜本的な改革原理を「国民教育における住民自治の原則⁴⁾」として解明している。これによれば、「国民教育における住民自治の原則」は、教育行政と学校の両方のレベルにおいて、次のような内容構造を持つとされている。第一に、「国家による国民教育の官僚的支配を廃することを目的」として、「国家と自治体の国民教育に関する権限関係を民主集中性の原則として要求すること」、第二には、「国民教育事業の統制を住民自身の参加によって民主化し徹底させる」こと、第三には、「国民教育事業の内実を創造、建設することへの住民の参加・協力」である⁵⁾。これらは、革命直後の国民教育改革の基本路線を示す内容でもあった⁶⁾。

ところで、こうした原則に基づく革命後の教育行政改革の問題に注目する場合、その初期にお

いて核心をなす課題は、国家による国民教育の官僚的支配を封じ込むために、国民教育事業とその管理業務に対する自律的な統制を勤労住民の参加の方法によって組織することにあつた、と言える。同時に、この課題は、革命後に民主主義的中央集権の関係として組織された⁷⁾中央政府と地方自治体が、文字どおり官僚を廃して教育を管理する制度を創造しなければならないことを理論的にも実践的にも前提とするものであつた。

本稿は、このような教育行政改革の課題をめぐる初期ソビエトの政策および実践の展開を、教育管理における社会主義的民主主義の問題という観点から検討しようとするものである。ここで、初期ソビエトの教育管理における社会主義的民主主義の問題とは、上記の教育行政改革の課題の遂行過程において、この過程を支える社会主義的民主主義の発達をめぐる特殊ソビエト的な問題状況として認識されるものである。即ち、初期ソビエトの教育管理における社会主義的民主主義の問題の検討は、「ソビエト社会主義における社会主義的民主主義の未発達ないし抑圧」⁸⁾と規定されるような問題状況に対する厳密な検証と考察に正面から取り組まなければならないことを意味している。したがって、この問題の検討は、革命直後から1920年代のソビエト教育(教育学)の諸相と「ソビエト教育学における1930年代問題」⁹⁾の重要な一環とをつないでいく歴史的研究の一部をなしている。

本稿は、革命直後から1923年ごろまでの時期を対象にしながら、教育管理業務に対する「統制〔контроль〕」の組織化の局面に着目し、その「統制」概念の変容過程の分析を通じて、初期ソビエトの教育管理における社会主義的民主主義の問題の基本構造を解明することを課題としている。

(I) 初期ソビエトの教育管理における「統制〔контроль〕」の形成

(1) ソビエト社会主義における官吏・公務の民主主義的統制の問題

革命直後のソビエト政府と共産党は、生産手段の社会的所有の実現という社会主義の基本課題と結合して、金権と結びついて特権的地位を持ってきた官僚の廃止という課題を提起した。革命後の教育管理の組織化過程における「統制〔контроль〕」の形成は、ソビエト社会主義のあらゆる公務を官僚なしに組織するという普遍的課題にその起源を発していた。レーニンは、この課題を達成するための方策について、「①選挙制だけでなく、随時の解任制、②労働者なみの賃金をこえない俸給、③すべての者が統制と監督の職務を遂行し、すべての者がある期間『官僚』になり、したがって、だれも『官僚』になれない状態へただちに移行すること」¹⁰⁾、という内容の構想を提起していたのである¹¹⁾。

しかし、このようなレーニンの構想は、革命後直ちに、当時のロシアの文化的後進性、総じて住民の民主主義的な統治能力の未発達によって大きく阻まれ、後退せざるをえなかった。即ち、ソビエト組織による公務の組織化にあたって、ブルジョア専門家(その多くはもとの官僚)を特別の方法によって利用しなければ実務を執行しえない、という問題が発生したのである。

こうして、ブルジョア専門家は、「高給を支払う」という方法¹²⁾によって、特別にソビエト機関に引き入れられたのである。これによって、当面は勤労住民によって直接に選挙されず解任もされないソビエト国家の官吏層が発生することになったわけである。このことについて、ロシア共産党(ボ)第8回大会中央委員会報告のなかで、レーニンは次のように述べた。

「官僚は打ちやぶられた。搾取者は一掃された。しかし、文化水準がたかまっていけないので、官僚は以前の地位を占めている。プロレタリアートと農民をこれまでよりはるかに広範に組織するとともに、労働者を行政に引き入れる方策をほんとうに実行することによってはじめて、官僚をおしのけることができる。」¹³⁾

このことを基盤として、レーニンは、ソビエト国家を「官僚主義的にゆがめられている労働者国家」¹⁴⁾と規定したのであった。さらに、このような現実規定を持つ国家組織のもとで、ソビエト社会主義があくまで「官僚をおしのけ」¹⁵⁾、「勤労『人民』と密着」¹⁶⁾していく道を進むためには、どのような方策を必要とするのか。レーニンは、こう問題提起しながら、「下からの統制」¹⁷⁾の導入を主張したのである。

「下からの統制」とは、「勤労大衆の自主的活動」¹⁸⁾を基礎とした、勤労住民の参加による官吏・公務の統制をその内容としていた¹⁹⁾。

クルプスカヤが、1918年のソビエト革命政府の当面する任務について、「国民自らの運命を自らの手中に獲得することを実際に援助する」²⁰⁾ことであると主張したとき、彼女は、「下からの統制」の国民教育事業における具体化と実現の問題を提起していたのである。

(2) 教育管理における「下からの統制」の形態

国民教育事業の分野における「下からの統制の特殊な形態」²¹⁾として最初に注目されたのは、1918年6月の教育管理組織に関する初めての体系的な法令²²⁾によって定められた「国民教育会議」の組織であった。

国民教育会議は、①代議員ソビエトに代表を送る権利を持っているすべての組織からの代表者、②教師と14歳以上の生徒の代表者、③審議権だけを持って招かれる有識者、によって構成されることになっていた。法令は、国民教育会議を、地方ソビエトの教育管理機関である国民教育局に対する「審議および統制機関」として規定していた²³⁾。この国民教育会議の構成および機能によって保障される勤労住民の参加は、地方の教育管理業務に対する勤労住民の直接的統制（「下からの統制」）として位置づけられることができたのである。

しかし、実際には、国民教育会議は、全体として未発に終わらざるをえなかった。法令に基づく組織の編成そのものが「のろのろと進行」²⁴⁾したばかりか、ようやく編成されて間もなく、その役割を住民自身に十分に理解されずに活動を停止するか、あるいは、地方の自主的な決定によって廃止される、という事態に陥ってしまっていたのである²⁵⁾。

このことは、教育管理における「下からの統制」の具体化を跡づけるためには、国民教育会議とは別の形態をとる目標物の可能性についても検討してみなければならないことを意味していた。こうして、ソビエト国家組織のなかにありながら、すべての国家的機関と公務に対する統制を実現するための特別の組織である、「労農監督部」²⁶⁾が、最も着目されるにふさわしいものとなるわけである。

「労農監督部」、即ち、労農監督人民委員部（[Народный Комиссариат Рабоче-Крестьянская Инспекция] 略称は НКРКИ）とその地方機関は、1922年の『労農監督人民委員部規程』のなかで、次のような統制機関の性格を与えられている。

「労農監督人民委員部は、社会主義的統制の単一機関であり、これをとおしてソビエト国家は労働者、農民の直接の参加の下に、すべての国家機関、企業、団体の活動にたいする中央および

地方での監督を遂行する。」²⁷⁾

そして、国民教育事業の組織に対応する労農監督部の機関として、「教育宣伝監督局」²⁸⁾が置かれていた。また、こうした労農監督部の各機関には、二種類の労農監督官が配置されることになっていた。ひとつは、地域の労働者・農民集団を母体として定期的に出選される、代表委員としての労農監督官であり、いまひとつは、各レベルのソビエト執行機関によって任命される、常勤専門職員としての労農監督官である²⁹⁾。特に、後者の労農監督官については、「西ヨーロッパの最もすぐれた模範にひけをとらないような人材」を「集中するために配慮」³⁰⁾されることが求められていた。

これによって、ソビエトの勤労住民は、常勤専門職の労農監督官が持っている知識・能力や視野を手がかりとして、「下からの統制」というソビエト社会主義的民主主義のひとつの目標物を実質的に獲得していくことが要求されていたのである³¹⁾。そして、このことは、教育管理において、「くりかえししつこく生えてくる官僚主義という雑草を根絶するため」³²⁾に欠くことのできない、勤労住民の参加による官吏・公務（教育管理業務）の統制を実現するうえで、ひとつの制度的な可能性を示すものであったと言える。

(II) 国民教育監督官の創設と教育管理業務に対する「統制」の変容

(1) 教育人民委員部の国民教育監督官の創設

これまで述べてきた「下からの統制」という特殊なソビエト社会主義的民主主義の目標物は、ソビエト国家およびその一部分としての教育管理組織における官僚主義の問題との接点において不可欠な民主主義の形式であった。しかし、1920年代におけるソビエトの教育管理業務に対する統制の実現形態に着目するとき、小論が「下からの統制」の論理と不可分な関係においてとらえた労農監督官のシステムが唯一のものであるわけではない。むしろ、次に述べる教育人民委員部の国民教育監督官のシステムが創設されるに至って、ソビエトの教育管理業務に対する「統制」概念の内容は、重要な転換を示すことになるのである。

新しい「教育人民委員部の監督機関の組織計画」の問題は、1922年2月に開かれた「第一回全ロシア教育人民委員部中央指導員協議会」において提起されている³³⁾。この問題は、教育管理組織の集権の側面についての困難（端的には、「中央の志向するところの実行にできる限り努めるのであるが、それは、地方の事情において実行されたり、不測の事態により実行されえなかったりする」³⁴⁾という問題状況）に起因するものであった。つまり、教育人民委員部の当面の政策課題として「一片の指示ではなく、具体的な活動によって」地方の「活動の根本的な欠陥を除去し、地方機関を援助すること」³⁵⁾が必要となっており、この課題を遂行するうえで、既成の指導員制度では、「その極端な分散性によって無力であると同時に、その機能を正確に定めた規則の制定を欠いている」³⁶⁾との判断を教育人民委員部が下したことに端を発していたのである。

この結果、1922年5月の教育人民委員部カレギーヤ決定によって、国民教育監督官が創設された³⁷⁾。そして、この国民教育監督官のシステムは、同年10月の第三回全ロシア県国民教育局主任大会の承認決議³⁸⁾を経て、1923年11月20日の『国民教育監督機関に関する規則』によって法制化されている³⁹⁾。

さらに、教育人民委員部は、1923年12月に、「第一回全ロシア国民教育監督官代表者会議」を

招集して、「『国民教育監督官』の概念そのものをより精確に」する作業に取り組んだ⁴⁰⁾。この代表者会議は、「第一回の監督官の『創立大会』として重要な位置づけを与えられたが、これに課された最も「中心」の課題は、「〔国民教育監督官の〕任務、権利および委任された権限の完全に十分な範囲、その社会的、政治的役割、過去の時代の視学官との本質的な差異などを定めねばならない」ことであつた⁴¹⁾。

そして、教育人民委員部の評価によれば、この代表者会議は、既に先行していた教育人民委員部中央国民教育監督官の約一年間の経験に基づいて、国民教育監督官の「組織的および教授法的な関係の活動の基本的な要素に関する規則を確定すること」⁴²⁾に成功したのであつた。その結果、教育人民委員部の基本報告に基づいて、ソビエトの国民教育監督官の性格は、職務上の三つの専門性を合わせ持つ「全般的な組織的機能を果たす単一の機関」⁴³⁾であると規定された。三つの専門性に対応して代表者会議の与えた国民教育監督官の「定義」は、第一に「検査を行なう行政官」であり、第二に「行政的な性質の一定の委任権限を付与された教育者」、第三に「社会的な組織者」である、というものであつた⁴⁴⁾。

第一の「定義」については、国民教育監督官の三類型（教育人民委員部の中央監督官、県国民教育局の県監督官、郡国民教育局の郡監督官）のなかで、中央監督官と県監督官がそれぞれの担当区域内⁴⁵⁾の地方国民教育局を対象として、その組織および業務に対する検査を行なう行政官であることを意味している。第二の「定義」については、国民教育監督官の三類型のすべてが、それぞれの担当区域において、必ず大衆的な教育施設との連続した関係を持ち、適切な組織的・教育的な指導を与えなければならない、ということを目指している。この場合には、国民教育監督官は、「第一に、直接的な行政的強制の権限を全く付与されておらず、第二に、関係する教育施設の内的生活について親密な関心を持つことが本質的義務である」と説明されている⁴⁶⁾。そして、第三の「定義」については、国民教育監督官が、教育管理の分野における「国家機関の公式の一員」でありながら、「社会的活動家」として「個人的直接的な住民への作用」を及ぼし、住民の積極的活動と集団的創意を組織しなければならない⁴⁷⁾、という点で特別な意味を持っている。これは、「すべてのソビエトの国家制度は、国家的組織および国家的施設の業務への勤労住民大衆の広範な参加の原理に基づいてつくられている」⁴⁸⁾という観点に導かれた国民教育監督官の性格規定における本質的部分をなしていたと考えられるのである。

しかしながら、ここで重要な点は、これらの国民教育監督官の性格規定の全体をとおして、勤労住民の参加による「下からの統制」の論理との直接的な接続関係が認められない、ということである。と同時に、国民教育監督官が、その第一の性格規定に基づく機能として、ソビエトの教育管理業務に対する統制の機能を与えられたことは事実である。したがって、これまでみてきたように、「下からの統制」の論理が、教育管理業務の「統制」概念の内容を規定する明確なひとつの路線を示していたものである以上、新しい国民教育監督官に統制的機能が与えられたことによって、教育管理業務の「統制」概念の内容に変化を生じる結果をもたらしたのであるか否かが、問われなければならないことになる。

(2) 国民教育監督官の性格規定をめぐる教育管理業務の「統制」概念の変容

国民教育監督官の職務に属する「検査〔обследование〕」あるいは「監督〔инспектирование〕」と呼ばれる統制的機能が、教育管理業務の「統制」概念の内容にどのようなインパクトを与えた

かの問題は、労農監督官の機能との関係を媒介として論じられる。

「教育人民委員部の監督機関と労農監督部の教育〔宣伝〕監督局との相互関係」の問題は、前述した「第一回全ロシア国民教育監督官代表者会議」の準備過程において、『国民教育』誌（教育人民委員部機関誌、月刊）に掲載されたマルコビッチ論文によって検討されている⁴⁹。『ソビエトの国民教育監督機関』と題するこの論文は、次に示す労農監督部教育宣伝監督局の見解を論評するかたちで、この問題の考察をはじめている。

マルコビッチが論評の対象とした労農監督部の「教育人民委員部の監督機関と労農監督部」とのあいだの関係についての結論⁵⁰は、以下のようであった。

①両者の「活動領域の中に、あらゆる国民教育事業がその対象として入っていなければならない」。したがって、「両者の間の差異は監督の対象にあるのではない」。

②両者の差異は「本質的に異なった機能の性質」にある。即ち、国民教育監督官が果たす機能は、「観察〔наблюдение〕と指導〔руководство〕、および、立証された（通常の場合、組織的・教授法的・経済的な性質の部分的な）欠点を直接的に修正すること」である。これに対して、労農監督官の機能は、「国家的機関の改善と強化の課題」に基づいて、「教育人民委員部の監督官を含めて、なるべくすべての事業の状態の観察および調査研究である」。

③故に、教育管理業務の統制（中央と地方の教育管理機関、学校レベルの管理機関に対するそれ）についても、両者の関係は、「労農監督部は診断をし、そして教育人民委員部〔の監督機関〕が治療をする」（傍点は引用者）という関係になぞらえることができる⁵¹。

以上のような見解を基本的に承認しながら、マルコビッチは、これにひとつの現状認識をつけ加えることによって、この問題に関する教育人民委員部の独自の判断を導き出す。即ち、労農監督部の見解が予定したように、労農監督部教育宣伝監督局が本来「欠点の分析と診断の確定」を行なうことは「好結果を期待しえる」のであるが、現下の教育宣伝監督局では、この「困難な課題を処理していない」、というのである。

その理由は、教育管理機関や教育施設における「欠点に診断を下すためには、親密かつ連続して理論的実践的な教育活動に関係を持ち、高度な技能を有する権威ある労働者要員が必要だから」である。マルコビッチは、この点において、国民教育監督官の方が「よりよく準備されている」と述べ、教育人民委員部の監督機関と労農監督部教育宣伝監督局との関係について、次のような結論を出してくるのである。

第一に、「現時点では」、教育管理機関および教育施設に対する「統制的検査的機能が、労農監督部から離れて、必然的に教育人民委員部の〔監督〕機関に移行するであろうにちがいない」こと。第二に、労農監督部の見解で言うところの“診断と治療”という「同じくらいに重要な二つの課題」は、国民教育監督官によって達成されるようになり、「我々のこの事業分野においていかなる統制的機関もなくなるまでは」、これらの課題を「この監督官に委任せざるをえない」こと、である。

以上のようなマルコビッチに代表される教育人民委員部の見解を前提にするならば、「第一回全ロシア国民教育監督官代表者会議」が国民教育監督官に与えた「検査を行なう行政官」という第一の性格規定は、次のように解されることになる。即ち、国民教育監督官という専任の公務労働者が、中央および地方（学校レベルも含む）の教育管理業務に対する統制を専一的に実行すべ

く規定されたものである、ということである。このことは、前述の「代表者会議」において、国民教育監督官の「社会的活動」（第三の性格規定に基づく機能）について報告された教育人民委員部の「テーゼ」が、国民教育監督官の勤労住民のあいだでの活動計画の指標のなかに、教育管理業務に対する統制への勤労住民の参加を組織することに該当する事項を位置づけていないことによっても裏づけられる⁵²⁾。

これは、ソビエト国家の管理業務に対する統制の方法についてのひとつの新たな路線の選択であると同時に、教育管理業務の「統制」概念の内容についての重大な変更を意味していた。

終わりに

先に引用した論文『ソビエトの国民教育監督機関』の冒頭において、マルコビッチは、次のような事実言及している。

「或る権威ある機関において国民教育監督機関の問題が審議された際に、出席者のひとりから次のような問題が提起されたのは、それほど以前のことでなかった。；『この〔国民教育監督官の〕制度は、自然にあるいはやむをえず、漸次、“善良な過去の時代の”監督機関の性質を獲得することのできる、教育事業の上に立つ官僚主義的上部機関であり、ソビエト官僚の新しい要員であることに気づかないのであろうか？』⁵³⁾

国民教育監督官のシステムが、はたして「教育事業の上に立つ官僚主義的上部機関」に転化する性格のものであるかどうか、この点についての結論は、今後の検討を待たねばならない。しかしながら、ソビエトの教育管理業務の統制の問題という限定された視点から、国民教育監督官の創設とその性格規定に関する政策的論議を検討してきた結果、明らかに革命直後の基本路線からの後退を示す政策論理が存在したことに注目しなければならない。これは、以下に示すように、1920年代のソビエト国家の管理業務一般に対する統制の局面、および、教育管理業務に対する固有の統制の局面、という二重の局面における「統制」概念の変容として総括することができる。

第一に、労農監督部という組織の評価に関わる、ソビエト国家の管理業務一般に対する統制の局面についての問題である。労農監督部については、レーニンがその晩年に最も重視したもののひとつである⁵⁴⁾にもかかわらず、教育人民委員部は、この組織を、勤労住民の参加による「下からの統制」の実現形態という観点から評価しようとはしていなかった。それは、度々引用しているマルコビッチ論文が、「国家機関の改善および強化の課題が労農監督部の基本課題である」⁵⁵⁾ということを指摘しているだけであることにも示されている。さらにまた、労農監督部そのものが、自らの監督部と教育人民委員部の監督機関との関係を、国民教育事業の分野における欠点の「診断」と「治療」といった機能上の役割分担関係としてのみ理解する見解を示したという点では、教育人民委員部と同様に、勤労住民の参加による「下からの統制」の論理を無視してしまったことになる。

では、何故、勤労住民の参加による「下からの統制」の論理を無視することが問題であるのか。それは、この論理が、「全住民が行政に参加するときだけに、われわれは官僚主義と徹底的にたたかひ、これに対して完全な勝利をおさめることができる」⁵⁶⁾という革命直後のレーニンの基本路線を、「官僚主義的にゆがめられている」ソビエト国家組織のもとで柔軟に継承しようとする政策的努力の産物に他ならないからである。この産物の出来ばえがいかにか旧式かつ貧弱な実像し

か持ち合わせていなかったにしても⁵⁷⁾、「下からの統制」の論理を無視して労農監督部を評価することは、それ自体がこうした革命直後の観点からの乖離を意味しているのである。

第二の局面は、教育人民委員部が、教育管理業務の統制を国民教育監督官に専一的に委ねるとする結論を選択したことにある。これは、教育管理業務に対する「統制」概念の内容についての重大な変更である。つまり、「下からの統制」の論理においては不可分のものとして存在した、教育管理業務の統制の活動に勤労住民を日常的に参加させることを制度的に保障するという本質的要素を欠落させてしまうことになるからである。教育人民委員部の政策上の選択は、教育管理業務に対する「下からの統制」の論理の事実上の放棄であり、「統制」概念から、勤労住民の参加による直接的統制という内容的要素を切り離してしまったという点において、「革命直後の基本路線からの後退、逸脱」⁵⁸⁾であると結論せざるをえない。

また、この問題は、1920年代のソビエトの教育管理業務に対する統制に固有な問題の局面とも深く結びついている。それは、教育管理業務が、国民教育事業（特に学校を中心とする教育諸施設）の管理と統制の組織化を固有の対象とすることと深く関わっている。クルプスカヤは、レーニンが国民教育事業における「下からの統制の特殊な形態」として最初に意義づけた国民教育会議の組織について、教育学的な観点からの評価と固有の位置づけを与えていた。即ち、国民教育会議の組織する、地域の教育事業の問題に関する審議と統制の活動への勤労住民の参加は、住民自身を日常的に「学校組織のすべての諸問題に、また、教育のすべての諸問題に引き入れる」ために、「住民を特別に組織する方法」⁵⁹⁾としても位置づけられねばならない、という観点からである⁶⁰⁾。こうした観点は、住民自身の教育要求（合意）を民主主義的に形成していくことを固有の課題として認識するものであり、これに基づいて、教育の自律性を主張するものとなっていた。ところが、国民教育監督官の性格規定についての教育人民委員部の政策的選択においては、上記のクルプスカヤの観点とは全く異質な観点から、教育管理業務の統制が、国家の管理業務一般に対する統制と区別されていることに気がつく。それは、ソビエトの「国家機関の改善および強化」という一般的要請に添えていくうえで、教育諸施設の活動が持っている専門性（特殊性）を考慮することのできる能力を持つ者が、教育管理業務の統制の任にあたらねばならない、という観点である。したがって、この場合の教育管理業務の統制に固有な問題の局面は、上記の観点に基づいて、国民教育監督官の専門的力量を形成することに一面的に傾斜していく危険性を持っていたわけである。

以上の分析から明らかなように、1920年代の教育管理業務に対する「統制」概念の変容は、国家的管理業務一般におけると同時に、教育管理に固有な局面における勤労住民の参加の理論的位置づけを焦点として生じていることがわかる。我々は、まず、1920年代の教育管理における社会主義的民主主義の未発達の問題が、このような基本構造において把握されることを確認しておかねばならない。

さらに、本論中でみた国民教育監督官の第三の性格規定（「社会的な組織者」）に関わって、教育人民委員部が、「国家的機関および国家的施設の業務への勤労住民大衆の広範な参加の原理」を示していたことに留意するならば、我々は、ここで原則的に確認されている「勤労住民の参加」という概念を、教育管理業務の統制への直接的参加という内容を含まない異質の概念として把握しなおさなければならないことになる。小論の分析結果に基づけば、この異質な概念として

の「勤労住民の参加」が、1920年代—30年代ソビエトの教育管理において定着する過程とその特殊ソビエト的内容の再吟味は、国民教育監督官の勤労住民への直接的作用の実相の分析によって進めることができる。それ故に、1920年代—30年代ソビエトの教育管理における社会主義的民主主義の発達をめぐる問題の中心は、勤労住民による教育管理業務の直接的統制を欠いたもとでの国民教育監督官システムを媒介として、ソビエトの教育公務労働者と勤労住民とがどのような階層制（階層関係）⁶¹⁾を形成していくか、この点の理論的・歴史的な解明の課題として再定位されねばならないのである。

注

- 1) 村山士郎「ソビエト教育学における1930年代問題」、『講座・現代教育学の理論・③』、青木書店、1982、p. 143~145。
- 2) クルプスカヤ選集⑤『社会主義と教育学』、矢川徳光訳、明治図書、1972、p. 142。
- 3) クルプスカヤ選集⑦『国民教育と民主主義』、五十嵐顕他訳、明治図書、1976、p. 134。
- 4) 村山士郎「ロシア社会民主労働党（ボルシェビキ）の地方自治体教育政綱の考察」、『教育学研究・第42巻第3号』、1975。
- 5) 同上、p. 30~31。
- 6) 前掲、村山士郎「ソビエト教育学における1930年代問題」、p. 144~145。
- 7) 拙稿「『1918年ソビエト共和国憲法』成立期における民主的国民教育（学校）管理の構想と《教育行政》」、『教育行政研究・第9号』、1981、p. 24を参照のこと。
- 8) 前掲、村山士郎「ソビエト教育学における1930年代問題」、p. 146。
- 9) 同上の文献を参照のこと。
- 10) レーニン「国家と革命」、大月書店版『レーニン全集』（以下『全集』と略す）・第25巻、p. 521。
- 11) これについての詳細は、重森暁「現代の官僚機構と公務労働」、『地域と労働の経済理論』・第六章、青木書店、1981、を参照のこと。
- 12) この方法の持つ意味については、レーニン「ソビエト権力の当面の任務」、『全集』・第27巻、p. 251、を参照のこと。
- 13) レーニン、『全集』・第29巻、p. 173。
- 14) レーニン「党の危機」、『全集』・第36巻、p. 36。
- 15) 注13)を参照のこと。
- 16) レーニン「ソビエト権力の当面の任務」、『全集』・第27巻、p. 278。
- 17) 同上。
- 18) クルプスカヤ選集⑥『国民教育と住民の参加』、村山士郎訳、明治図書、1974、p. 58。
- 19) レーニン「ロシア共産党(ボ)第8回大会中央委員会報告」、『全集』・第29巻、p. 171~172。
- 20) 前掲、『国民教育と住民の参加』、p. 57。
- 21) レーニン「ソビエト権力の当面の任務」、『全集』・第27巻、p. 278。
- 22) 『ロシア共和国における国民教育事業の組織について』のこと。この法令の内容については、注7)の拙稿(p. 26~29)を参照のこと。
- 23) 注7)の拙稿(p. 28~29)を参照のこと。
- 24) 前掲、『国民教育と住民の参加』、p. 57。
- 25) 拙稿「1920年代のソビエト・ロシアにおける国民教育管理制度の改革と社会主義的民主主義」、『ソビエト教育学研究・1981~2年』、ソビエト教育学研究会、1982、p. 29~30。
 なお、地方の決定によって廃止された「国民教育会議」は、直接的には1918年6月の法令以前に教育人民委員部の指令によって組織された地方教育管理機関としての「国民教育会議」である場合が多数であったと推測される。（注7)の拙稿のp. 26~29を参照のこと）
- 26) これについてのわが国での研究としては、竹森正孝「初期ソビエトにおける労働検査部の展開」、『法

- 政論集』・第65号, 1975, がある。
- 27) “Положение о Народном Комиссариате Рабоче-Крестьянской Инспекции, 9 января 1922г.”, «Образование и развитие органов социалистического контроля в СССР (1917-1975)», Москва, 1975, стр. 114. なお, 訳出にあたって, 注26)の竹森論文(p. 108)を参考にしたが, 部分的に訳語を変更している。
 - 28) Там же, стр. 118.
 - 29) 詳しくは, 前掲の竹森論文(p. 85~87)を参照のこと。ただし, 労農監督部の構成については, 1922年の『規程』以前に, 1920年2月7日付の“Декрет ВЦИК о Рабоче-Крестьянской Инспекции (Положение)”, (前掲「Образование и развитие органов социалистического контроля в СССР (1917-1975)», стр. 106)によって定められている。
 - 30) 『レーニン・教育論』, 五十嵐頭編, 大月書店, p. 181~182.
 - 31) 同上, p. 184.
 - 32) レーニン「ソビエト権力の当面の任務」, 『全集』・第27巻, p. 278. なお, 「官僚主義」の具体的内容については, 同文献の p. 253 を参照のこと。
 - 33) “Съезды и конференции организованные Наркомпросом”, «Народное просвещение, ежемесячный журнал» 1923г., №. 1, стр. 55. なお, ここで言う指導員とは, 1918年10月の『単一労働学校令』の第9条によって定められた制度である。(«Народное образование в СССР, сборник документов, 1917г.-1973г.», Москва, 1974, стр. 134)
 - 34) З. Я. Маркович, “Наша организационная работа.”, «Народное просвещение, ежемесячный журнал» 1923г., №. 2, стр. 47.
 - 35) Там же.
 - 36) “Очередные задачи, формы и методы инспекторской работы-Тезисы доклады З. Я. Марковича.”, «Народное просвещение, ежемесячный журнал» 1924г., №. 1=10, стр. 87.
 - 37) “Из деятельности центральной инспекции народного просвещения, июнь 1922-май 1924.”, «Народное просвещение, ежемесячный журнал» 1924г., № 4-5, стр. 124.
 - 38) 前掲, «Народное просвещение» 1923г., №. 2, стр. 46.
 - 39) “Календарь народного просвещения, 1917 г.-1927 г.”, «Народное просвещение, ежемесячный журнал» 1927г., №. 10, стр. 112.
 - 40) З. Я. Маркович, “I-я Всероссийская конференция инспекторов народного образования 3-5 декабря 1923г.”, «Народное просвещение, ежемесячный журнал» 1924г., №. 1=10, стр. 84.
 - 41) Там же.
 - 42) 前掲 «Народное просвещение» 1924г., № 4-5, стр. 126.
 - 43) 前掲 «Народное просвещение» 1924г., № 1=10, стр. 90-91.
 - 44) З. Я. Маркович, “Советская инспекция народного просвещения.”, «Народное просвещение, ежемесячный журнал» 1923г., № 9, стр. 39.
 - 45) すべての監督官の活動範囲について, 区域制がしかれており, 中央監査官は, いくつかの県のなかの地方教育管理機関と大衆的教育施設を対象とし, 県監督官は, 同様にいくつかの郡を対象として活動し, 郡監督官だけが, 郡のなかの大衆的教育施設においてのみ活動することになっていた。(Там же, стр. 40-41.)
 - 46) Там же, стр 33.
なお, 国民教育監督官の全般的な権限問題については, 注36)の資料が次のように規定している。
「監督官は, 直接的な行政的作用の権限を持たず, 上級に位置する組織を介して自らの方策を実行する。しかし, 乱暴な法律違反の場合に, 監督官の介入が猶予を認められないときには, 監督官に『禁止』の権限が与えられ, これについて上級組織に通告することとする。また, この権限は, 個人構成員に関係のある場合(配転, 解雇など)には適用されない。」(стр. 88.)
 - 47) “Общественная деятельность инспектора по народному образованию-Тезисы доклада НКП С. С. Гурова на I-й Всероссийской инспекторской конференции.”, «Народное просвещение,

- ежемесячный журнал» 1924 г., №. 2=11, стр. 97.
- 48) Там же.
- 49) 前掲 «Народное просвещение» 1923г., №. 9, стр. 32-41. 以下, この論文についての引用は, すべてここからである。
- 50) マルコビッチ論文によれば, この労農監督部の見解は, «Известий РКИ» 1923г., №. 13-14 に発表された無署名論文 “Инспектура Наркомпроса и РКИ” によって表明されていたことがわかる。(Там же, стр. 34.)
- 51) 本文中の引用箇所が続いて, 次のような比喩的説明がなされている。
「この場合, 国家機関よりなる診断の上手な医者が, 内科医が油断しないように, また, 手さぐりでさまよい歩かないように [診断をするのである]。」(Там же, стр. 35)
- 52) 前掲 «Народное просвещение» 1924 г., №. 2=11, стр. 98.
- 53) 前掲 «Народное просвещение» 1923г., №. 9, стр. 32.
- 54) G. ボッフア 『ソ連邦史・①・1917～1927』, 坂井信義・大久保昭男訳, 大月書店, 1979, p. 246～247. ただし, 1922年末から1923年にかけての労農監督人民委員部の改組問題の焦点は, 共産党中央統制委員会との合同にあった。(レーニン「量はすくなくとも, 質のよいものを」, 『全集』・第33巻, を参照のこと)
- 55) 前掲 «Народное просвещение» 1923г., №. 9, стр. 35.
- 56) 前掲, 「ロシア共産党(ボ)第8回大会・中央委員会報告」, 『全集』・第29巻, p. 172。
- 57) 前掲, G. ボッフア 『ソ連邦史・①』, p. 246。
- 58) 前掲, 村山土郎「ソビエト教育学における1930年代問題」, p. 145。
- 59) 前掲, 『国民教育と住民の参加』, p. 52。
- 60) こうした観点の持つ現代的意義については, 拙稿「教育権論と発達における『階層』の概念」, 『日本の科学者』1983年10月号, 水曜社, p. 39-40, を参照のこと。
- 61) この概念については上の拙稿を参照のこと。

(本研究科博士後期課程)